

## 桶川市審議会等の委員の選任に関する要綱

(平成15年3月31日告示第40号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項による附属機関及びこれに準ずる各種の審議会（以下「審議会等」という。）の委員の選任について必要な事項を定めるものとする。

(年齢の上限)

第2条 審議会等の委員の年齢の上限は、任期満了時において75歳とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 特定の職にある者を委員に充てている場合
- (2) 専門分野の学識経験者を委員とする場合であって、他に適任者が見当たらない場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、特別の理由がある場合

(在任期間)

第3条 審議会等の委員の在任期間は、一の審議会等について通算して10年以内とする。ただし、次にいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 特定の職にある者を委員に充てている場合
- (2) 専門分野の学識経験者を委員とする場合であって、他に適任者が見当たらない場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、特別の理由がある場合

(兼職件数)

第4条 審議会等の委員が他の審議会等の委員と兼ねることができる件数は、3件以内とする。ただし、特定の職にある者を委員に充てている場合は、この限りでない。

(女性委員数)

第5条 一の審議会等の委員数のうち、10分の4以上は女性委員とするように努めるものとする。

(公募枠)

第6条 一の審議会等の委員数のうち、5分の1以上は公募による委員とするよう努めるものとする。

2 審議会等の委員の公募に関しては、桶川市審議会等の委員公募実施要領（平成15年4月1日施行）の定めるところによる。

(市議会委員の委員数)

第7条 審議会等の委員として市議会議員を委員に選任する場合は、必要最小限度にとどめるよう努めるものとする。

(市職員の委員の制限)

第8条 市の職員は、原則として審議会等の委員に選任しないものとする。

(委員名簿の管理)

第9条 審議会等の委員の名簿の管理は、総務部総務課において管理するものとする。

2 審議会等を所管する課等の長は、審議会等の委員を選任したときは、当該審議会等の委員に係る審議会等委員名簿（別記様式）を作成し、直ちに、総務部総務課に送付するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、この要綱の施行の日前にその任期が満了することとなる審議会等の委員の選任から適用する。

別記様式（第9条関係）

審 議 会 等 委 員 名 簿

審議会等の名称

設置根拠

事務局担当課等

No	(ふりがな)	性別	生 年 月 日
	委員氏名		年 月 日
	住所	TEL	
	委嘱期間	年 月 日～ 年 月 日	
	通算在任期間	備考	
No	(ふりがな)	性別	生 年 月 日
	委員氏名		年 月 日
	住所	TEL	
	委嘱期間	年 月 日～ 年 月 日	
	通算在任期間	備考	
No	(ふりがな)	性別	生 年 月 日
	委員氏名		年 月 日
	住所	TEL	
	委嘱期間	年 月 日～ 年 月 日	
	通算在任期間	備考	
No	(ふりがな)	性別	生 年 月 日
	委員氏名		年 月 日
	住所	TEL	
	委嘱期間	年 月 日～ 年 月 日	
	通算在任期間	備考	

(注)

- 1 通算在任期間は、引き続き当該審議会等の委員となる者の最初の任期の委嘱日から、今回の任期の委嘱の終了する日までの期間です。  
なお、1箇月未満は、切り上げてください。
- 2 公募による委員は、備考欄に「公募」と記入してください。

枚中 枚目